

議第二百二十五号

令和五年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和五年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金六三、六一二、五九四円を次のとおり処分するものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 二五、八九三、五七二円
- 二 減債積立金の積立て 三七、七一九、〇三二円

